

用語の略称	
条例	香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）
規則	香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）
指針	香川県地球温暖化対策指針
手引き	地球温暖化対策計画及び実施状況報告書の作成及び提出等の手引き
温対法	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
温対法施行令	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）
省エネ法	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）

◆制度の基本・概要に関すること

なぜこの制度ができたのか

Q 1 国において既に報告制度があるにもかかわらず、香川県でこの制度ができたのですか？

A 1 本県では、地球温暖化対策を地域レベルで推進するため、温対法に基づく地域の実行計画として、香川県地球温暖化対策推進計画を平成 18 年 3 月に策定しました。この推進計画では、国の京都議定書目標達成計画を勘案し、平成 22 年度（2010 年度）に県内から排出される温室効果ガスの量を、平成 15 年度（2003 年度）に排出された量よりも 6 %削減することを目標とするとともに、この目標を達成するために一定の規制や義務づけを検討することとしていました。その検討の結果、「香川県公害防止条例」を改正して「香川県生活環境の保全に関する条例」とし、その第 3 章に地球温暖化対策を盛り込み、この報告制度を制定しました。

条例制度では、既に温対法において報告が義務付けられている事業活動とは別に、自動車排出 CO₂ を対象とするなど事業活動に伴い排出する温室効果ガスを、事業者自らがより広範囲に把握し、事業者自らが地球温暖化対策の見直しにつなげようとするものです。また、森林の整備等による CO₂ 吸収やグリーン電力の購入等も評価します。

このように、条例制度は、温対法や省エネ法の仕組みをベースとはしているが、香川県独自の制度であるのでご理解ください。

（参考 温対法の Q & A）

Q 地方公共団体等で制定されている条例と温対法とは法的な意味、あるいは行政施策上どのような関係があるのでしょうか。

A 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度は、温対法に基づき、地域を限定することなく全国で実施される制度です。一方、各地方公共団体等で制定・施行されている条例は、温対法第 20 条第 2 項を踏まえ、当該自治体が、その行政区域内における温室効果ガスの排出の抑制等を目的として導入しているものです。両者の間には、直接の法的関係、行政施策上の関係はありませんが、両者があいまって効果を発揮し、地球温暖化対策が進むよう、努めてまいります。

他県における事業者を対象とする制度の状況

Q 2 香川県以外の県でも同様な制度がありますか？

A 2 環境省が調査した結果によると、平成 28 年 2 月 1 日時点において、29 の都道府県で制定されています。中四国では、広島県、岡山県、徳島県などで制定されています。

計画作成等義務者

Q 3 条例の計画作成等の義務者は？

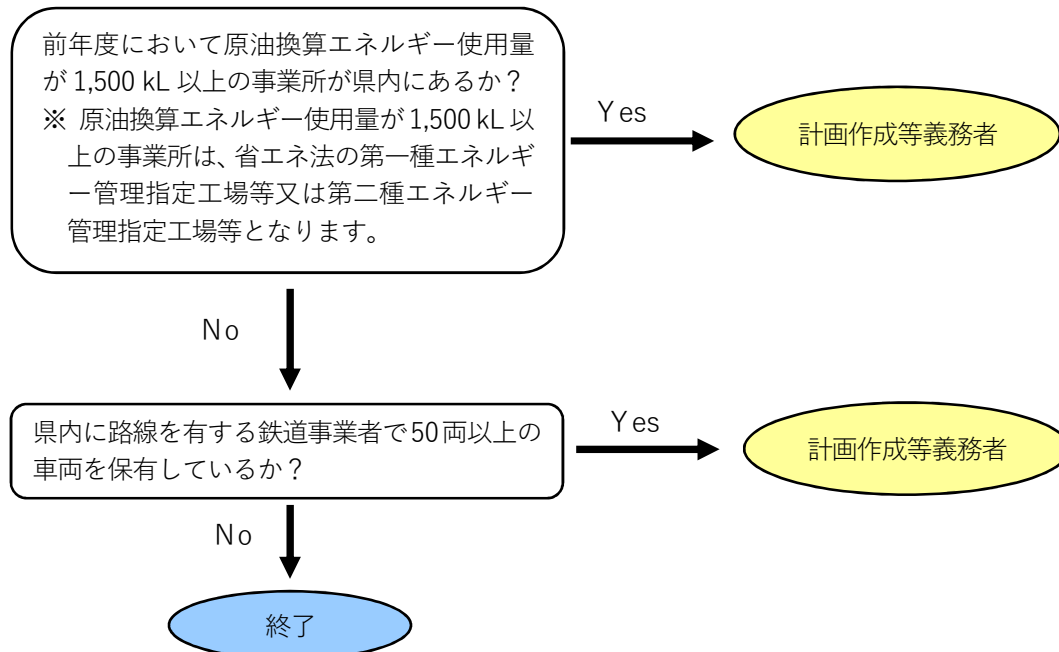
A 3 計画作成等義務者は次のいずれかに該当する事業者です。

- (1) 前年度において使用した燃料の量並びに前年度において他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ原油換算エネルギー使用量に換算した量の合計が 1,500 kL 以上である県内の事業所を有する事業者
- (2) 県内に路線を有する鉄道事業者で、鉄道事業用の車両を前年度末の時点で 50 両以上有しているもの

計画作成等義務の有無の判断

Q 4 条例の計画作成等の義務がある対象かどうかをどう判断したらいいですか？

A 4 下のフロー図に従って対象者かどうか判断してください。



原油換算エネルギー使用量が 1,500 kL 以上かどうかは、指針別表 1 を用いて判断してください。

3年間の計画期間中に原油換算エネルギー使用量が1,500 kL 未満になった場合

Q 5 計画期間の2年度目に原油換算エネルギー使用量が1,500 kL 未満になった場合、2年度目、3年度目の報告は必要ですか？

A 5 計画の作成義務があつて計画を作成し、知事に計画を提出した事業者は、2年度目に原油換算エネルギー使用量が1,500 kL 未満になっても、2年度目及び3年度目の実施状況報告書を提出する義務があります。

計画作成等の義務者が吸収合併された場合

Q 6 計画作成等の義務があり、計画を作成し提出していましたが、吸収合併されました。この場合は、どのような届出が必要ですか？

A 6 吸収合併された場合は、地球温暖化対策計画変更届出書（規則様式第27号）により、届出してください。なお、計画期間中は、実施状況報告書を提出する義務があります。

香川県内に所在する事業所の廃止

Q 7 県外に本社があり、香川県内に第二種エネルギー管理指定工場等がありましたが、この事業所を廃止しました。どのような届出が必要ですか？

A 7 地球温暖化対策計画変更届出書（規則様式第27号）により、事業所の廃止の旨を届け出てください。

なお、第二種エネルギー管理指定工場等であった事業所以外に県内に事業所がある場合は、当該計画期間中は、実施状況報告書を提出する義務があります。また、第二種エネルギー管理指定工場等であった工場以外に県内に事業所がない場合は、閉鎖をした年度分は実施状況報告書を提出する義務があります。

公表1

Q 8 計画を作成し、報告した場合、計画を公表しなければなりませんが、どのような方法で公表すればよいですか？

A 8 公表は、計画書を事業所に備えて一般の閲覧に供する方法又はインターネットの利用によって公表するものとされています。また、計画を変更した場合も同様です。

公表2

Q9 何のために事業者自ら公表しなければならないのですか？

A9 事業者自ら公表していただくことによって、県民がそれを見ることができます。県民は、企業がどのように温室効果ガスを削減しているか、公表した内容を見て評価し、県民自らの温室効果ガス削減への取組みに対する動機付けにつながると考えています。また、公表することは、企業自らの取組みを促進することにつながると考えています。

公表事項

Q10 公表するときはその書類をホームページに掲載すればよいですか？

A10 県に提出した計画書・報告書関係の書類を公表してください。この取り扱いが難しい場合には、少なくとも、「(指針様式1) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標及び措置」及び「(指針様式2) 地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況」はインターネットの利用又は事業所に備えて一般の閲覧に供する方法により公表してください。ただし、原単位に用いる指標を売上額にする場合など、同業他社に知られたくない営業上の数値を原単位として用いる場合には、公表に限っては、指標に用いた原単位を記入しないもの(指針様式1又は指針様式2)を公表する取り扱いでも構いませんが、県に個別にご相談ください。

県に提出された計画書や報告書の利用方法

Q11 県は提出された計画書や報告書をどのように利用するのか。

A11 県では、提出された計画書や報告書の概要の公表などにより、地球温暖化対策の推進を図ってまいります。

罰則

Q12 計画を作成しなかった場合に罰則はありますか？

A12 知事は計画書の提出義務があるにもかかわらず、提出を怠ったり、公表を怠った事業者には提出又は公表するよう勧告することができます。また、報告書の報告や公表を怠った事業者にも報告又は公表するよう勧告することができます。これらの勧告をした場合で、その勧告を受けた事業者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができます。

なお、罰則はありません。

対象となる温室効果ガスの範囲

Q13 条例の計画作成等の義務があります。計画等の対象とする温室効果ガスの範囲は？

A13 県内に所在するすべての事業所から排出するもので、次に掲げる温室効果ガスです。

- (1) 温対法第2条第3項に定める温室効果ガス（事業活動の範囲は温対法施行令で定める範囲（この範囲の活動以外から温室効果ガスが排出されているものは対象外））
- (2) 自動車（普通自動車、小型自動車・軽自動車（二輪自動車は除く）の使用に伴って発生する二酸化炭素

対象となる温室効果ガスの温対法との違い

Q14 条例の計画作成等の義務があります。温対法では、温室効果ガスの種類ごとに特定排出者が報告しますが、例えば、メタンの排出量がCO₂換算で3,000tを超えていない場合でも、計画作成等の対象になりますか？

A14 計画作成等の義務がある事業者が県内で排出した温室効果ガスを対象としているので、このメタンも計画作成等の対象になります。

◆排出量の算定方法・排出係数に関すること

排出量の算定方法・排出係数の温対法との違い1

Q15 条例に基づく算定方法・排出係数と温対法のそれとの違いは？

A15 算定方法及び排出係数とも指針及び手引きの中で示していますが、基本的には温対法の算定・報告制度で用いるものと同じです。（計画作成等義務の有無の判断についてはQ4を参照）

排出量の算定方法・排出係数の温対法との違い2

Q16 温対法では、排出量の算定に当たって、政省令で定められた排出係数を用いなくて、実測値や、独自の算定方法・排出係数を用いることも認められていますが、条例では？

A16 温対法で、独自の算定方法の内容等を報告している場合は、同様の取扱いを認めます。このときは、独自の算定方式の数式について、排出係数の数値と内容の説明資料を添付してください。（計画作成等義務の有無の判断についてはQ4を参照）

CO₂以外のガスの算定

Q17 メタン等の CO₂ 以外のガスの算定はどのようにして計算するのですか？

A17 環境省の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」や「報告書作成支援ツール」が算定に利用できます。

◆「温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標」に関すること

目標削減率

Q18 目標削減率は、条例によって数値目標がありますか？

A18 条例による数値目標はありません。事業活動の特性に応じて、実行可能な対策を検討し、適切かつ有効な温室効果ガスの排出の措置を定めてください。そして、その措置により、総排出量で削減するか原単位ベースで削減するか選択し、かつ、削減目標を設定してください。その際、温対法や省エネ法の基準等も総合的に勘案してください。

原単位を基準とした目標削減率

Q19 原単位の指標は決まっていますか？

A19 原単位に用いる指標は、事業活動の特性をもとに、温室効果ガスの排出の量と密接な関係にある最も適したものを定めてください。例えば、製造業なら、生産数量（トン）や生産金額（円）ですが、これに限られるものではありません。

◆自動車の使用に関すること

自動車の範囲

Q20 自動車の範囲は？

A20 自動車は、事業者自ら使用する自動車で、道路運送車両法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車です。なお、小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車は除きます。また、大型特殊自動車及び小型特殊自動車は含まれません。

(参考) 対象となる自動車の範囲は次のとおりです。

自動車の区分	用途	略称
普通・小型自動車	乗用(定員 10 人以下)	乗用車
〃	乗用(定員 11 人以上)	バス
軽自動車	乗用	軽乗用車
普通自動車	貨物	普通貨物車
小型自動車	〃	小型貨物車
軽自動車	〃	軽貨物車
普通・小型・軽自動車	特種	特種自動車 ※特殊自動車ではない。

(特種自動車 … 塵芥車、散水車、霊柩車など特殊な用途に使用されるもの)

事業者自ら使用する自動車

Q21 県内の本社で自動車登録していますが、そのうち1割の自動車は主に徳島県の事業所で使用しています。この徳島県内で使用している自動車も対象になりますか？

A21 対象になります。「事業者自らが使用する自動車」とは、事業活動のために、県内のすべての事業所において所有又はリースしている自動車です。「所有又はリースしている自動車」は、香川・高松ナンバー又はリース契約者が県内に所在するもので判断します。省エネ法の特定荷主に該当する場合、自家輸送は対象になりますが、委託輸送は対象ではありません。

リース車

Q22 リース会社から自動車をリースしている場合、その自動車も対象に入りますか？

A22 リース車も対象になります。

数値把握の方法

Q23 数値の把握方法はどうすればよいですか？

A23 別表5には燃料法によるものを標準的に示しています。燃料法以外の方法により二酸化炭素排出量を算定するときは、別表5の上段及び下段を記入し、中段は「□燃費法」又は「□その他の方法」にレ印を付け、数値把握の方法を任意様式で添付してください。

(参考)

□燃料法

$$\text{CO}_2\text{排出量(t-CO}_2\text{)} = \text{燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数} \times 44/12$$

□燃費法

$$\text{CO}_2\text{排出量(t-CO}_2\text{)} = \text{輸送距離/燃費} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数} \times 44/12$$

□その他の方法

例 (トンキロ法による)

$$\text{CO}_2\text{排出量(t-CO}_2\text{)} = \text{輸送トンキロ} \times \text{トンキロ法燃料使用原単位} \\ \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数} \times 44/12$$

燃料の量の把握

Q24 今年度より条例の計画作成等の義務が生じました。基準年度のガソリンの使用量を把握してませんが、計画作成ではどう対応すればよいですか？

A24 前年度のガソリン等の自動車の燃料使用量を把握していないときは、これからの3か月分の数量を把握し、その4倍をもって前年度の数量を推計して差し支えありません。なお、今年度の4月以降の数量は、ガソリン代金の支払伝票や自動車使用記録などから数値を把握しておく必要があります。

◆森林の整備等に関すること

CO₂吸収量認証制度

Q25 CO₂吸収量認証制度とは？

A25 条例制度の中で温室効果ガスの吸収措置として、温室効果ガスの排出量から差し引くことができるものです。なお、CO₂吸収量認証制度の詳細については、次の問い合わせ先に個別にご相談ください。 香川県環境森林部 森林・林業政策課 企画政策グループ (Tel087-832-3464)

◆グリーン電力の購入に関すること

対象となるグリーン電力

Q26 県外に本社がありますが、本社で購入したグリーン電力も対象になりますか？

A26 グリーン電力証書により県内で証明されたものに限りますので、本社で購入したもののでも、県内で証明されたものは該当します。

◆計画書・報告書の記入方法に関すること

別表5の集計表

Q27 別表5の集計表「エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量」欄には何を記入すればよいですか？

A27 () 内には、該当する温室効果ガスの種類とそのガスの CO₂ 換算した排出量を記入し、数値欄は合計したものを記入してください。

なお、それぞれの温室効果ガスごとの算出書類を添付する必要はありません。

エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量	300
メタン	300
合計	15,500

計画書作成で数値の確認

Q28 計画書を作成するとき、指針様式1と別表5で数値が一致する箇所はありますか？

A28 別表5下段の集計表の合計欄の数値と、指針様式1 温室効果ガス排出量の基準年度欄の数値は、必ず一致するので確認してください。

【別表5】

エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量	300
メタン	300
合計	15,500

(指針様式1)

	区 分	基準年度 (平成 27 年度)	目標年度 (平成 30 年度)	対基準年度比 (%)
		(二酸化炭素換算(t)) 15,500 t-CO ₂ ①	(二酸化炭素換算(t)) 16,000 t-CO ₂ ②	
温室効果ガ	温室効果ガス 排出量			103.2

◆計画書・報告書の提出手続きに関すること

提出義務者

Q29 本社が東京の場合、本社の代表者名で提出するのですか？

A29 原則、本社の代表者の職、氏名を記載して提出してください。

なお、提出手続きを代理人（例：県内の事業所等の長）に委任^{*}することができます。その場合は、代表者が代理人に委任していることを証する書類（任意様式、押印不要）を添付して提出してください。

※ 県外に本社がある事業者で、県内に複数対象となる事業所等がある場合は、事業所等ごとに提出していただいても構いません。ただし、委任はあくまでも提出手続きについてであって、条例に基づく義務（責任）は代表者にあります。

計画書提出時に必要な書類

Q30 県内に本社があり、別表 1 により算定した原油換算エネルギー使用量が 1,500 kL 以上の事業所があります。弊社は、県内に複数事業所がありますが、計画書提出時に必要な書類は？

A30 次の書類を提出してください。

- | | |
|--------------------------------------|------------|
| (1) 規則第 26 号様式 「地球温暖化対策計画書」 | 1 部 |
| (2) 指針様式 1 「温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標及び措置」 | 事業者全体分 1 部 |
| (3) 指針別表 6 （基準年度分） | 事業者全体分 1 部 |
| (4) 指針別表 5 （基準年度分） | 事業者全体分 1 部 |
| (5) その他 「事業所の名称及び所在地の一覧」 | 1 部 |

報告書提出時に必要な書類

Q31 県内に本社があり、別表 1 により算定した原油換算エネルギー使用量が 1,500 kL 以上の事業所があり、計画書を作成し提出しています。弊社は県内に複数事業所がありますが、実施状況報告書提出時に必要な書類は？

A31 次の書類を提出してください。

- | | |
|------------------------------------|------------|
| (1) 規則第 28 号様式 「地球温暖化対策実施状況報告書」 | 1 部 |
| (2) 指針様式 2 「地球温暖化対策計画に記載した事項の実施状況」 | 事業者全体分 1 部 |
| (3) 指針別表 6 （実施期間分） | 事業者全体分 1 部 |
| (4) 指針別表 5 （実施期間分） | 事業者全体分 1 部 |
| (5) その他 「事業所の名称及び所在地の一覧」 | 1 部 |
| グリーン電力証書等の写し | 1 部 |
| (経済的手法の活用欄に記載のある場合は、必ず添付してください。) | |

計画書の提出期日

Q32 計画書はいつまでに提出すればよいですか？

A32 7月末までに提出してください。

報告書の提出期限

Q33 報告書はいつまでに提出すればよいですか？

A33 報告書は、計画期間の年度ごとにその翌年度の7月末までに提出してください。

計画書・報告書の提出先

Q34 書類の提出先はどこになりますか？

A34 原則として、「**【香川県】電子申請・届出システム**」により、電子データ（計画書・報告書作成ツール等）を提出してください。

【香川県】電子申請・届出システム [URL] <https://s-kantan.jp/pref-kagawa-u/>

手続き名

- 地球温暖化対策計画
- 地球温暖化対策実施状況報告
- 地球温暖化対策計画変更届

手続きごとに、システムに沿って電子データをアップロードして提出してください。

なお、電子データをメールで送付して提出することはできません（メールで送付された計画書・報告書・変更届は受理できません）。電子データを提出する場合は、必ず、**【香川県】電子申請・届出システム**を利用してください。

システムの利用が困難な場合は、書面を香川県環境森林部 環境政策課 カーボンニュートラル推進室 企画・調整グループへ持参又は郵送してください。